

令和5年11月17日

保護者 様

名古屋市立八王子中学校長
原 和 輝

防寒用具の着用および防寒のためのジャージ登校について

落葉の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、朝晩の冷え込みも厳しくなってきました。生徒手帳に記載されている通り、下記のように登下校時や校内において防寒用具を着用していただいで構いません。また、生徒会執行部を中心に生徒たちが主体的に話し合った結果、裏面のような「防寒のためのジャージ登校」を行います。気候や体調に合わせて、衣服を調整していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

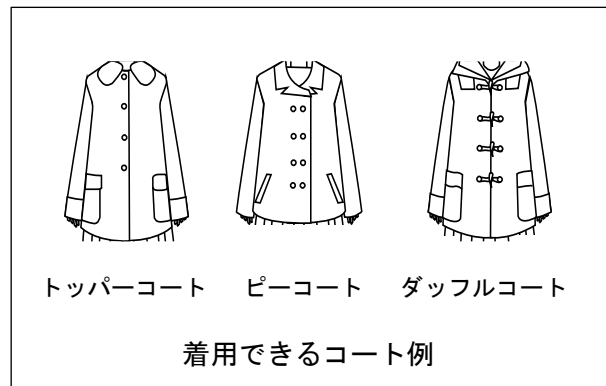
1 着用できる防寒用具

男女共通

- 手袋
- マフラー、ネックウォーマー
- コート

種類は、トッパーコート、ピーコート、ダッフルコート（フード付き可）など。

色は、紺、黒、灰、茶色の無地（華美なものではなく、落ち着いた登下校ができるもの）とする。



2 着用上の注意点

- 手袋は、室内（教室等）で着用しない。
- いずれも高価なものは避け、華美にならないようにする。

※生徒手帳 P. 24～28 をご参照ください。

令和5年度 防寒のためのジャージ登校について

目的 ジャージの方が防寒の面において優れている場合があると思われ、健康と学習面において集中力を保持するため
心得 学校は公共の場であるという認識をもち、防寒対策としての服装を判断する

※ 制服着用時も含め、だらしなく着こなさない

服装について 学校指定の物は、洗い替えがない場合もあるので、家にあるもの（学校指定でないもの）で可

- 1 防寒として、制服の上から、ウインドブレイカーやダウンを着てもよい
 - 2 ジャージの下に着る服は、長袖のシャツやトレーナーなど、防寒という視点で、自分の体調に合わせて選ぶ
- ※ ただし、華美なものやおしゃれ目的でないものを選ぶ

OK	NG
<ul style="list-style-type: none">・ウインドブレイカー・パーカー・トレーナー・ダウン（防寒用具として）・体操服・部活動において認められている服装に準ずるもの・ベンチコート（リュック内に収納できる大きさのもの）	<ul style="list-style-type: none">・チノパンツ・ジーンズ・ボアのアウター

※ポツポツ体の部分は今年度試行期間にし、来年度以降認めるかどうかは検討する

体育の授業 体温調節できるよう心掛ける

- ・ 学校指定のものに着替える
- ・ 体操服の上にウインドブレイカーとダウンは着てもよい
- ※ ただし、準備運動やアップが終了後は脱ぐ
- ・ 防寒のためのジャージ登校の期間中、長袖の肌着やレギンス等を着用し、その上から体操服を着用してもよい
- ※ 肌着やレギンス等のルールについては生徒手帳P.24～28に準ずる

注意点

- ・ 靴下は制服時のルールと同様とする
- ・ 人のフードをひっぱらない、人にかぶせて遊ばない ※ フードはかぶらない（登下校中も）
- ・ 名札は必ず見えるように、一番上に着ている服の左胸に付ける
- ・ 名札の付け方の工夫をする 例）安全ピンで穴を開けたくない場合は、大きいダブルクリップでとめるなど
- ※ 使用するものは自分で用意する
- ・ 前を開いて着る（はおる）着方は防寒対策に適さないので、脱ぐか閉める
- ・ 定期テストのときは入試を想定し、制服での登校
- ※ 教室内では防寒用具もつけない
- ※ 式日も制服登校とする
- ・ 職員室に入るときは、手袋、マフラー、ネックウォーマー、コート・ベンチコート・ダウンは脱いで入室する

期間 11月27日（月）～ ※ 期間終了については後日お伝えします